

指定申請に係る現地確認の内容について

以下の内容を確認いたします。原本が用意されていない等、適切に確認ができない場合は、希望されている指定日に指定することができませんのであらかじめ御了承ください。

1 対象サービス

通所系サービス，居住系サービス及び施設サービスについては，必ず実施します。訪問系サービスについては，必要に応じて実施しますが，実施しない場合については，事務所内の写真を確認することで現地確認の代わりとしますので，事務所内の写真を持参するようお願いします。

2 面接

原則，管理者及びサービス提供責任者について実施します。

3 採用の確認

全従業員の採用状況を雇用契約書（原本）で確認します。

※原本確認を原則としますが，原本の提示が困難である場合は，法人印のある「原本証明」がされていれば，写しでも可とします。

4 提出書類の原本確認

以下の書類の原本を確認します。

- 資格証
- 検査済証（建物，昇降機，消防設備） ※訪問系サービス事業所を除く
- バリアフリー条例の適合証 ※訪問系サービス事業所を除く

※原本確認を原則としますが，原本の提示が困難である場合は，法人印のある「原本証明」がされていれば，写しでも可とします。

5 建物の構造及び必要となる面積の確認（訪問系サービスを除く。）

提出された図面どおりの建物であるかを確認し，面積基準のある居室については，求積図に基づき必要となる面積があるかを確認します。申請者で求積図と同じ長さがあることを当日メジャーで実測して，間違いのないことを示してください。

求積を行う必要があるのは以下の居室等です。

- 食堂及び機能訓練室，共同生活室
- 最も面積の小さい居室，宿泊室（居住系，施設系のみ）
- その他（廊下幅等）

※1 その他の居室についても計測をお願いする場合があります。

※2 必要に応じて，京都市が計測する場合があります。

6 重要事項説明書及びマニュアル関係

- 重要事項説明書
 - 介護サービス提供マニュアル
 - 非常災害対策マニュアル（通所，居住及び施設系サービスに限る。）
 - 苦情処理対応マニュアル
 - 緊急時対応マニュアル
 - 事故防止・事故発生対応マニュアル（個人情報保護漏えい対応を含む）
 - 衛生管理・感染症対策マニュアル
- ※ 詳細は「指定時に確認する重要事項説明書及びマニュアルについて」を参照してください。

7 介護報酬の請求方法

介護報酬請求の方法について不明な場合は，以下に相談してください。

相談先名称：京都府国民健康保険団体連合会

連絡先 ：Tel 3 5 4－9 0 5 0 fax 3 5 4－9 0 5 5

所在地 ：京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町6 2 0 番地 COCON 烏丸内